

平成30年7月豪雨による災害へのお見舞い

この度の平成30年7月豪雨により被災された方々とそのご家族の皆様
に心よりお見舞い申し上げます。

多くの方々が不安を抱えながら、避難所等で困難な生活を余儀なくされて
おり、各法人経営者の皆様方におかれましても、心労の続く日々か
とお察し申し上げます。

現地にて復旧作業に従事されている皆様のご安全と、被災地の一日も早い
復旧を職員一同、心よりお祈り申し上げます。

災害見舞金等の申請手続きについて

・災害見舞金

災害救助法の適用を受けた市町村に所在する法人宛には、近々当方より
「災害見舞金のご案内」を送付させていただく予定でございます。

また、勤務先が適用外の市町村であっても、適用を受けている市町村に居
住し、家屋の半壊、床上浸水以上の被災をされた会員の方も災害見舞金の
対象となります。対象となる会員の方が在籍する法人におかれましても、
下記担当へご連絡いただければ、「災害見舞金のご案内」を送付いたします。

災害救助法適用地域は、以下のページで確認可能です。

"http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html"

担当及び連絡先：ソウェルクラブ業務部 TEL 03-3294-6813

・弔慰金

会員または会員の配偶者が亡くなられた場合は、災害救助法の適用がない
地域を含めて、弔慰金が支払われます。ソウェルクラブハンドブック96
ページの「事故報告書」に必要事項をご記入のうえ、下記担当へFAX
してください。

担当及びFAX番号：ソウェルクラブ保険部 FAX 03-3294-6817

永年勤続記念品等の配送遅延について

各地において鉄道・道路網が寸断されており、また現段階で一部商品の製造
工場が被災している旨の連絡も入っております。

このような状況下におきましては、法人・事業所あての永年勤続記念品を
はじめとする会員の皆様向けの各種贈呈品、ならびに今後配送開始を予定
している健康生活用品等のお届けが滞ることが予想されます。

会員の皆様におかれましては諸事情ご賢察のうえ、しばらくお待ちいただき
ますよう、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。